



# このような場合は 手続きが必要です

内容	手続き	窓口
飼い犬が亡くなった	死亡届が必要です。	お電話での手続きが可能です。
宮崎市内間で引越す (転居)	登録事項変更の届出が必要です。	宮崎市コールセンター 電話 25-2111
飼い主が変わった	登録事項変更の届出が必要です。 ※新しい飼い主さんがお住まいの市区町村役場等で手続きを行ってください。	月～金曜日(祝休日を除く) 8時30分～17時15分 お願いします。
犬を新しく飼い始めた	犬は生涯1回の登録が法律で義務付けられています。登録後に鑑札を交付します。 <b>登録手数料 3,000円</b>	みやざき動物愛護センター または宮崎市保健所、各総合支所(佐土原・田野・高岡・清武)で手続きが必要です。
宮崎市内へ引越してきた (転入)	以前の居住地の鑑札と引き換えに宮崎市の鑑札を無料で交換します。	<b>鑑札の再交付手数料は1,600円です。</b>
宮崎市外へ引越す (転出)	転出先の市区町村役場等へ宮崎市の鑑札を提出し、手続きを行ってください。	宮崎市での手続きは不要
動物愛護センターに飼い犬が保護されているので返還してほしい	返還時に返還手数料と保護期間分の飼育料が必要です。 <b>返還手数料 4,110円</b> <b>+ 飼育料 430円 × 日数</b> ※返還は、平日の業務時間内となります。	みやざき動物愛護センターで手続きが必要です。  お問合せは、 電話 85-6011 まで お願いします。
その他のお問合せ先 ・ 飼い犬が人を咬んだ ・ 動物病院で注射の 猶予証明をもらった	月～金曜日(祝休日を除く) 8:30～17:15 お願いします。	

# 「宮崎市動物との共生に関する条例」 が制定されました。

令和4年  
6月1日施行  
過料は12月1日から

## 【主な内容】

- 公共の場所に動物を同伴する時は、排泄物を回収するための用具を携帯し、フンの回収・尿の洗浄をしましょう。

命令違反は5万円以下の過料です

- 10頭以上の犬猫※を飼っている方は、動物愛護センターに届け出が必要となります。

※ 犬10頭以上、猫10頭以上、犬猫合わせて10頭以上  
届け出をしない場合は3万円以下の過料です。



- 飼い主のいない猫に継続的にエサやりをする人は、不妊去勢手術や、フン尿の処理をしましょう。

命令違反は5万円以下の過料です。



- 災害時に備え、日頃より避難用品及びエサの準備を行ない、避難場所の把握をしましょう。

- 地域猫活動をする団体は、地域住民に対しその活動について説明をしましょう。

## 保護犬猫の情報を公開しています！

宮崎市犬猫保護情報

検索



宮崎市内で保護した犬猫は、市のホームページで情報を公開しています。  
掲載までに時間がかかったり、個人の方が保護をしている場合もありますので、  
いなくなったらすぐに、ご連絡ください。

## みやざき動物愛護センター

宮崎市清武町木原4543番地8 月曜日～金曜日(祝休日除く) 8:30～17:15  
日曜日(譲渡会) 10:00～15:00

電話 85-6011 ・ FAX 85-6022